

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後	備考
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練<u>その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第16条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>第17条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採つ</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>_____</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ_____</u>ならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練<u>その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第18条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>第19条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採つ</p>	

た処置についての記録

(新設)

(定員の遵守)

第13条 略

(新設)

た処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第13条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第14条 略

(業務継続計画の策定等)

第15条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(衛生管理等)

第14条 略

2 福祉ホームは、福祉ホームに おいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(秘密保持等)

第15条 略

(苦情解決)

第16条 略

(事故発生時の対応)

第17条 略

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 略

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

(秘密保持等)

第17条 略

(苦情解決)

第18条 略

(事故発生時の対応)

第19条 略

(新設)

(暴力団員等の排除)

第18条 略

(虐待の防止)

第20条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(暴力団員等の排除)

第21条 略